

## 1. 70歳までの就業が努力義務化へ(令和3年4月1日より)

令和2年3月31日に改正高齢者雇用安定法が成立し、令和3年4月1日から従業員に70歳まで「就業」してもらうことが「努力義務」化されます。これまでも原則として65歳までの雇用が義務とされていますが、この年齢が70歳に引き上げられるわけではありません。努力義務ですので企業として何かしないと違反・罰則というわけではなくまた、求めているのは就業確保ですので「雇用」することを求めています。

今回の改正の大きな趣旨は高齢労働者の活躍のために取り得る選択肢を広げることであり、いかにして老齢年金受給までの収入をつなぐかという65歳までの雇用確保とは少し意味合いが異なります。

令和3年4月1日からの70歳までの就業確保措置をどうとっていくかみてみます。この努力義務を履行する方法ですが、①70歳までの定年引き上げ、②70歳までの継続雇用制度の導入、③定年の廃止、④高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約する制度の導入、⑤高齢者が希望するときは社会貢献事業に(無償のボランティアではなく有償で)従事できる制度の導入の5つが挙げられています。①から③まで挙げられている措置は65歳までの雇用義務を謳った措置でもみられたものでこれを70歳まで引き上げたものです。④と⑤が今回新たにえられるもので、「雇用」によらない「就業」確保措置です。個々との業務委託でもよいわけですから企業にとっても自由度は高まりますし、65歳以降ゆっくり働きたいと思っている人にとっては就業する人にとってもよいかもしれません。ただ④と⑤を導入する場合は導入するにあたり労働者の過半数を代表する人の同意が必要で、当該「高齢者が希望するときは」という条件が付けられています。

導入の現実的な容易度は②の70歳までの雇用延長ですが、これを機会に新たな方法も模索しても良いかもしれません。

## 2. 子の看護休暇、介護休暇が時間単位での取得可能に(令和3年1月1日より)

令和3年1月1日より、いわゆる子の看護休暇と介護休暇の取得単位について改正があり、時間単位での取得が可能に、また、従来は1日の所定労働時間が4時間以下の労働者はこれらを取得することができなかったところ、すべての労働者が取得できるようになりました。

子の看護休暇とは、育児休業とは目的を異にし、養育する小学校就学前の子の傷病の世話または予防接種や健診受診のために取得することができる休暇であり、介護休暇は、要介護状態にある家族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、配偶者の父母)の介護・世話をする場合に、介護休業とは別に取得することができる休暇です。いずれも、対象となる子等が1人の場合は1年度に5日、2人以上の場合は1年度に10日の休暇を取得することができるものとしています。

今回の改正では、時間…1時間の整数倍の単位での取得を認めること、としています。いわゆる「中抜け」での取得を認めることまで義務付けているものではなく、始業時間から、または終業時間までの連続した時間での取得を認めること、としています。なお、取得は労働者の希望する時間数で認めること、としているため、2時間単位での取得しか認めないというような制度の設計はできません。また、時間単位での休暇の取得をした場合に何時間をもって1日分とするか?については、1時間に満たない端数は1時間に切り上げることとされているため、1日の所定労働時間に1時間未満の端数がある場合には注意が必要です(例えば1日7時間30分の事業所では8時間分の休暇で1日分となります)。

なお、日々雇用される者ならびに、勤続6ヵ月未満の者、週所定労働日数が2日以下の者および時間単位での休暇の取得が困難な業務に従事する者であって労使協定により対象外とした場合には、本制度の適用除外となります。

### ● 編集後記 ●

新型コロナウイルスの話が出始めてはや1年になろうとしています。2021年のお正月は実家に帰りません。お正月を実家で過ごさないのは人生で2回目です。親が一人で新年を迎えるというのはかわいそうでありませんが、一日も早いワクチン開発・提供を待ち望んで、もう、ひと踏ん張りの我慢です。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-38-4  
 三鷹産業プラザ307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー):秋山・隅谷・安部・酒井・福岡